

米国上場有価証券等取引に係る上場有価証券等書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が米国の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「米国上場有価証券等」といいます。）の売買等（※）を行うにあたって、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

米国上場有価証券等の売買等は、様々なるリスクがあり、利益が得られることがある反面、場合により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがある取引です。したがって、お取引の際には、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして、ご自身のご判断と責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

※ 「米国上場有価証券等」には、米国の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

<手数料・その他費用の概要>

- 米国上場有価証券等の売買等にあたっては、当該米国上場有価証券等の購入対価のほかに、所定の売買（取引）手数料をいただきます。また、米国金融商品市場等における取引手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します。詳しくは、下記「2. 手数料及びその他費用」の記載をご覧ください。
- 米国上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 米国上場有価証券等に関する口座開設費・管理料はいただけません。
- 米国上場有価証券等の売買、償還等にあたり、円貨と外貨等を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて、当社が決定した為替レートによるものとします。為替レートの詳細につきましては、当社ウェブサイト上でご確認ください。

<米国上場有価証券等のお取引に関するリスク>

[価格変動リスク]

- 米国上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、米国上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

[信用リスク]

- 米国上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、

米国上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[為替変動リスク]

- 米国上場有価証券等は、外国為替の変動により、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算でのお受取金額が投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[カントリーリスク]

- 投資先の国の政治・経済・社会情勢の混乱等により株式等の価格や為替の変動が起り、損失を被ることがあります。

[その他の留意点]

- 米国上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、米国上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
- 新株予約権又は取得請求権等の権利が付された米国上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。
- 米国上場有価証券等は、国内金融商品取引所に上場されている場合や国内で公募・売出しが行われた場合等を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われおりませんので、取引を行うにあたっては十分にご留意ください。

<米国上場有価証券等のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません>

米国上場有価証券等のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんのでご注意ください。

1. 米国上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における米国上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 米国上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 米国上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 米国上場有価証券等の売出し

2. 手数料及びその他費用

(1) 取引手数料

① 国内取引手数料（税込）

米国市場に上場する株式・ETFの1約定につき下記の取引手数料がかかります。

- 約定金額に0.495%を乗じた金額
ただし、手数料の上限は22米ドルとします。
- 手数料、その他お客様が当社にお支払いいただく金銭のお支払に際して、最低通貨単位未満の端数が生じることになった場合、その端数の取扱いについては、別途当社が定めるところに従いま

す。

②国内取引手数料（税込）(IFA コース)

IFA コースにおいて、米国市場に上場する株式・ETF の 1 約定につき、下記の表のとおり国内手数料がかかります。IFA コースの手数料が適用される注文は、お客様が IFA 事業者を通じて発注した注文となります。なお、本手数料コースにおける最低手数料は 110 米ドル、上限手数料は 15,400 米ドルとします。

1 注文の約定金額	売買手数料（税込）
1 万米ドル以下	110 米ドル
1 万米ドル超 5 万米ドル以下	約定金額の 1.32%
5 万米ドル超 10 万米ドル以下	約定金額の 1.1%
10 万米ドル超 20 万米ドル以下	約定金額の 0.99%
20 万米ドル超 50 万米ドル以下	約定金額の 0.88%
50 万米ドル超	約定金額の 0.66%

現地取引費用

- 上記取引手数料のほか売却時のみ現地取引費用がかかります。現地取引費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、ウェブサイト上に記載しておりますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。
- 現地取引費用は、現地約定日ではなく国内約定日に買付可能額から差引かれます。

※ 取引手数料について、売却時の約定金額が上記手数料・費用の合計に満たない場合、手数料・費用の合計の金額はその約定金額を上限とします。

(2) 振替手数料

- お客様口座の米国株を当社以外の口座管理機関へ移管（預け替え）する場合には、1 銘柄につき 3,300 円（税込）の手数料がかかります。

(3) その他諸費用

- お取引にあたっては、外国株取引口座を開設していただく必要がありますが、口座開設費及び維持管理費はかかりません。
- その他の外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、ウェブサイト上に記載しておりますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。

3. 当社の概要

- | | |
|--------|--|
| ・商号等 | マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号 |
| ・本店所在地 | 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 |
| ・設立 | 1999 年 5 月 |
| ・資本金 | 12,200 百万円 |
| ・主な事業 | 金融商品取引業 |
| ・加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、 |

- 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会
- 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
 - 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
 - お客様ダイヤル：
0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部IP電話）
※ログインIDと暗証番号をご用意ください。
 - FX、先物、オプション、米国株ダイヤル：
0120-911-440（通話料無料）
03-6737-1668（携帯電話・PHS・一部IP電話）
 - 当社ウェブサイト：
ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

＜当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口＞

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目12番32号

電話番号：0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部IP電話）

受付時間：月曜日～金曜日 8時00分～17時00分（祝日を除く）

＜金融ADR制度のご案内＞

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

＜その他留意事項＞

- 外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>)でご確認いただけます。

以上

(2020年10月)
KTM_US-16.2